

じん肺の予防及びじん肺勤労者の保護等に関する法律

[施行 2017. 7. 26]

[法律第 14839 号、2017. 7. 26、他法改正]

雇用労働部（産災補償政策課）044-202-7703

HP－法令 90

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、じん肺の予防及び粉じん作業に従事する勤労者に対する健康管理を強化し、じん肺に罹った勤労者及びその遺族に対する慰労金の支給に関する事項を定め、勤労者の健康保護及び福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律で使用する用語の意義は、次のとおりとする。 (改正 2008. 3. 21、2010. 6. 4)

1. 「じん肺」とは、粉じんを吸入して肺に生じた繊維増殖性変化を主な症状とする疾病をいう。
2. 「合併症」とは、じん肺と合併された肺結核等その他のじん肺の進行過程により生じるじん肺と密接な関係があると認められる疾病として雇用労働部令で定めるものをいう。
3. 「粉じん作業」とは、土石・岩石又は鉱物を取り扱う作業中にその作業に従事する勤労者がじん肺に罹る恐れがあるものとして大統領令で定める作業をいう。
4. 「勤労者」とは、「勤労基準法」第 2 条による勤労者であって、粉じん作業に従事する者をいう。
5. 「事業主」とは、粉じん作業を行う事業又は事業場（以下「事業」という。）において勤労者を使用する者をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この法律は、大統領令で定める粉じん作業を行う事業に対して適用する。

第 2 章 じん肺の予防

(じん肺予防等に関する計画)

第 4 条

- (1) 雇用労働部長官は、じん肺を予防し、及びじん肺に罹った勤労者（以下「じん肺勤労者」という。）を保護するための計画（以下「じん肺予防等に関する計画」という）を樹立しなけ

ればならない。

(改正 2010. 6. 4)

(2) 削除 (2009. 2. 6)

第 5 条 削除 (2009. 2. 6)

(じん肺審査医師)

第 6 条

(1) 第 18 条第 1 項に伴うじん肺管理区分の判定等その他のじん肺に関する医学的な専門事項に関して諮問するために、大統領令で定めるところにより、雇用労働部又は「産業災害補償保険法」による勤労福祉公団にじん肺審査医師を置くことができる。

(改正 2008. 3. 21、2009. 2. 6、2010. 6. 4)

(2) じん肺審査医師の数並びに資格・委嘱手続き・任務及び手当等の必要な事項は、大統領令で定める。

(改正 2008. 3. 21)

(作業環境測定代行)

第 7 条

(1) 雇用労働部長官は、事業主が「産業安全保健法」第 42 条による作業環境測定を実施しないときは、じん肺の予防のために、大統領令で定める作業環境測定に必要な人材・施設・装備基準を備えた者の中から作業環境測定代行者を指定して作業環境を測定させることができる。

(改正 2010. 6. 4)

(2) 前項による作業環境測定代行者の指定を受けようとする者は、雇用労働部令で定めるところにより、雇用労働部長官に指定申請をしなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

(3) 雇用労働部長官は、前項により指定申請した者を作業環境測定代行者に指定したときは、雇用労働部令で定めた事項が記載された作業環境測定代行者指定書を交付しなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

(4) 前項により作業環境測定代行者の指定を受けた者（以下「測定代行者」という。）は、指定書に記載された事項に変更があった場合は、雇用労働部長官に申告しなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

(5) 事業主は、第 1 項による作業環境測定に係る費用を測定代行者に支払わなければならない。

(6) 雇用労働部長官は、第 1 項により作業環境測定を代行させたときは、その結果を事業主に知らせなければならない。この場合において雇用労働部長官は、作業環境改善に必要な事項を事業主に指示することができる。

(改正 2010. 6. 4)

(7) 事業主が前項により作業環境改善指示を受けたときは、作業環境を改善し、これに関する書類を作成して 3 年間保存しなければならない。

(8) 前 7 項の規定による測定代行者の指定・変更申告の手続き及び測定代行費用の算定方法等作

業環境測定代行に必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4)

(9) 事業主は、第 1 項により測定された資料について、勤労者が公開を要求したときは、その要求に従わなければならない。

[条文改正 2008. 3. 21]

(測定代行者の指定取り消し)

第 7 条の 2 雇用労働部長官は、測定代行者が次の各号のいずれか一つに該当するときは、その指定を取り消し、又は 6 カ月以内の期間を定めてその業務の停止を命じることができる。ただし、第 1 号に該当するときは、その指定を取り消さなければならない。 (改正 2010. 6. 4)

1. 偽り又はその他の不正な方法に指定を受けた場合
2. 前条第 1 項による測定代行者の指定基準を満たさなくなった場合
3. 測定結果を偽りで過小にし、又は虚偽の報告をした場合
4. 正当な理由なく作業環境測定を拒否した場合

[本条新設 2008. 3. 21]

(じん肺の予防)

第 8 条 事業主及び勤労者は、じん肺の予防のために「産業安全保健法」及び「鉱山保安法」で定める措置のほか、粉じんの発散防止等雇用労働部令で定める事項を守らなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

(教育)

第 9 条

(1) 事業主は、常時粉じん作業に従事する勤労者に対し、じん肺の予防及び健康管理のために必要な教育を実施しなければならない。 (改正 2008. 3. 21)

(2) 前項による教育の内容・回数及び教育時間に関しては、大統領令で定める。

(新設 2008. 3. 21)

第 3 章 健康管理

第 1 節 健康診断

(採用時健康診断)

第 10 条

(1) 事業主は、粉じん作業に従事する勤労者を採用するときは、その勤労者が就職する前に健康診断を実施しなければならない。ただし、採用するときに健康診断の検査項目を含む健康診

断を受けた後 6 カ月が過ぎておらず、健康診断結果を記載した書類を提出した勤労者については、これを実施しないことができる。 (改正 2008. 3. 21)

- (2) 前項による採用時健康診断の内容、方法、その他の必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4)

(定期健康診断)

第 11 条

- (1) 事業主は、粉じん作業に従事する勤労者について、毎年 1 回以上定期健康診断を実施しなければならない。ただし、前条又は次条による採用時健康診断又は臨時健康診断を受けた者については、その年度においては定期健康診断を実施しないことができる。
- (2) 前項による定期健康診断の内容、方法、その他の必要な事項は、雇用労働部で定める。 (改正 2010. 6. 4)

(臨時健康診断)

第 12 条

- (1) 事業主は、勤労者が次の各号のいずれか一つに該当するときは、その勤労者について臨時健康診断を実施しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
1. 合併症により 1 年以上療養のために休職した勤労者が、復職が可能である旨の医師の診断書を提出して復職を申し込んだ場合
 2. その他の雇用労働部令で定める理由が発生した場合
- (2) 前項による臨時健康診断の内容、方法、その他の必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4)

(離職者健康診断)

第 13 条

- (1) 雇用労働部長官は、雇用労働部令で定める期間以上粉じん作業に従事した勤労者が、離職後に離職者健康診断を申し込んだときは、離職者健康診断を実施しなければならない。ただし、前 2 条による定期健康診断又は臨時健康診断を受けた後 1 年以内に離職した者については、離職者健康診断を実施しないことができる。 (改正 2010. 5. 20、2010. 6. 4)
- (2) 前項による離職者健康診断の申請手続き及び内容、方法、その他の必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4)

(勤労者の健康診断を受ける義務)

- 第 14 条 勤労者は、他の健康診断機関から健康診断を受けてその結果を提出していること等大統領令で定める理由がある場合のほかは、第 10 条から第 12 条までの規定による健康診断を受けな

ればならない。

(改正 2008. 3. 21)

(健康診断機関)

第 15 条

(1) 第 10 条から第 13 条までの規定による健康診断は、大統領令で定める人材及び施設を備えた医療機関として雇用労働部長官の指定を受けた者（以下「健康診断機関」という。）が実施する。
(改正 2010. 6. 4)

(2) 前項による指定を受けようとする者は、雇用労働部令で定めるところにより、雇用労働部長官に指定申請をしなければならない。
(改正 2010. 6. 4)

(3) 雇用労働部長官は、前項により指定申請した者を健康診断機関に指定したときは、雇用労働部令で定めた事項が記載された健康診断機関指定書を交付しなければならない。
(改正 2010. 6. 4)

(4) 雇用労働部長官は、健康診断機関が次の各号のいずれか一つに該当するときは、その指定を取り消し、又は 6 カ月以内の期間を定めてその業務の停止を命じることができる。ただし、第 1 号に該当するときは、その指定を取り消さなければならない。
(改正 2010. 5. 20、2010. 6. 4)

1. 偽り又はその他の不正な方法に指定を受けた場合

2. 第 1 項による健康診断機関指定要件を備えていない場合

3. 第 3 項により指定を受けた事項に違反して健康診断業務を遂行した場合

4. 健康診断結果（「産業災害補償保険法」第 91 条の 6 第 2 項による診断結果を含む。）を虚偽により作成して提出した場合

5. 健康診断費用（「産業災害補償保険法」第 91 条の 6 第 4 項による診断費用を含む。）を不当に請求した場合

6. 次条による評価を 2 回以上受けず、又は評価の実施結果において不合格となった場合

7. その他の健康診断の実施方法等が適正でなく、大統領令で定める事由に該当する場合

(5) 前項により健康診断機関の指定が取り消しになった者は、指定が取り消しになった日から 2 年間は、健康診断機関に再び指定受けることはできない。

(6) 健康診断機関は、第 3 項による指定書に記載された事項に変更があった場合は、雇用労働部長官に申告しなければならない。
(改正 2010. 6. 4)

(7) 前 6 項の規定による健康診断機関の指定・指定取り消し・変更申告手続き、その他の必要な事項は、雇用労働部令で定める。
(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2008. 3. 21]

(健康診断機関に対する評価等)

第 15 条の 2

- (1) 雇用労働部長官は、健康診断の正確性及び信頼性を確保するために、健康診断機関の健康診断・分析能力に対する評価を実施することができる。 (改正 2010. 6. 4)
 - (2) 雇用労働部長官は、前項による評価結果を考慮し、健康診断機関の役職員に対して指導・教育ができる。 (改正 2010. 6. 4)
 - (3) 前 2 項による評価及び指導・教育の方法・手続き等に必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4)
- [本条新設 2008. 3. 21]

(健康診断結果の提出等)

第 16 条

- (1) 健康診断機関が第 10 条から第 12 条までの規定による健康診断を実施したときは、胸部エックス線写真及び個人別健康診断結果表を事業主に送付しなければならない。この場合において、第 11 条及び第 12 条による健康診断を実施した結果、じん肺の所見がある勤労者がいたときは、その勤労者の胸部エックス線写真及び個人別健康診断結果表並びに雇用労働部令で定める書類を雇用労働部長官に提出しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 事業主は、第 11 条により健康診断を実施したときは、健康診断実施集計表を雇用労働部長官に提出しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (3) 健康診断機関が第 13 条による健康診断をしたときは、個人別健康診断結果表を雇用労働部長官に提出しなければならない。この場合において、じん肺の所見がある者がいたときは、じん肺の所見がある者の胸部エックス線写真及び個人別健康診断結果表並びに雇用労働部令で定める書類を提出しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (4) 前 3 項の規定による個人別健康診断結果表及び健康診断実施集計表意の書式、提出期間、その他の必要な事項は雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4)

(「産業安全保健法」による健康診断との関係)

第 17 条 この法律の適用を受ける事業の事業主が健康診断を実施したときは、その範囲で「産業安全保健法」第 43 条による健康診断を実施しないことができ。

第 2 節 じん肺勤労者の保護

(じん肺管理区分の判定及び通知)

第 18 条

- (1) 雇用労働部長官は、第 16 条第 1 項後段により胸部エックス線写真及び個人別健康診断結果表並びに雇用労働部令で定める書類〔の送付〕を受けたときは、健康診断を受けた者が別表 1 の第 1 種から第 4 種までに該当するかどうかの判定 (以下「じん肺管理区分判定」という。)

及びその結果を健康診断機関及び事業主及び当該労働者に通知しなければならない。

(改正 2010. 5. 20、2010. 6. 4、2016. 1. 27)

(2) 削除 (2016. 1. 27)

(3) 雇用労働部長官がじん肺管理区分判定の結果を事業主に通知するときは、胸部エックス線写真及び個人別健康診断結果表を添えて送付しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)

(4) じん肺管理区分判定の細部基準、方法、手続き、その他のじん肺管理区分判定に必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4)

(じん肺管理区分判定に対する審査請求)

第 19 条

(1) 前条第 1 項による雇用労働部長官のじん肺管理区分判定に異議がある者は、その判定の通知を受けた日から 90 日以内に雇用労働部長官に審査を請求することができる。

(改正 2008. 3. 21、2010. 6. 4)

(2) 雇用労働部長官は、前項による審査請求を受けたときは、第 6 条によるじん肺審査医師 3 人以上に諮問して審査しなければならない。 (改正 2008. 3. 21、2010. 6. 4)

(3) 前 2 項による審査請求の方法及び手続き、その他の審査に必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2008. 3. 21、2010. 6. 4)

(健康管理手帳の発行)

第 20 条

(1) 雇用労働部長官は、第 13 条第 1 項による離職者健康診断を受けた勤労者に健康管理手帳を発給しなければならない。 (改正 2008. 3. 21、2010. 6. 4)

(2) 前項による健康管理手帳の発行手続き等に必要な事項は、雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 6. 4)

(じん肺勤労者に対する措置)

第 21 条

(1) 事業主は、合併症があり、又は別表 1 によるじん肺管理区分の第 3 種又は第 4 種に該当し、健康診断機関が大統領令で定める基準に該当すると認められた者を、粉じん作業に従事させるために採用してはならない。 (改正 2010. 5. 20)

(2) 雇用労働部長官は、じん肺勤労者のうち雇用労働部令で定める基準に該当する者を、粉じん作業でない作業に従事させるようにする措置 (以下「作業転換措置」という。) を行うことを事業主に勧告し、又は指示することができる。 (改正 2010. 6. 4)

(3) 事業主は、雇用労働部令で定めるところにより、じん肺勤労者の作業場所変更、勤務時間の短縮、その他の必要な措置を行わなければならない。 (改正 2010. 6. 4)

- (4) 政府は、じん肺により退職した勤労者に対する職業訓練の実施等職業安定に必要な施策を講じなければならない。

(作業転換措置された者に対する保護)

第 22 条

- (1) 事業主は、前条第 2 項による勧告又は指示により作業転換措置の対象となった者が、雇用労働部令で定めるところにより、作業転換措置前に勤めた期間に関する退職金の支給を請求したときは、「勤労基準法」第 34 条による退職金を支給しなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

- (2) 事業主は、前項による退職金の支給を理由として、当該勤労者を解雇してはならない。
(3) 事業主は、第 1 項による退職金の支給を理由として、当該勤労者の継続勤労年数の算定に関して不利益な処遇をすることができない。ただし、退職金算定の場合は、この限りでない。

第 4 章 じん肺勤労者保護事業等

第 1 節 じん肺勤労者保護事業

(じん肺勤労者保護事業)

第 23 条

- (1) 雇用労働部長官は、じん肺の予防並びにじん肺勤労者の生活及び健康保護に必要な事業を遂行することができる。 (改正 2010. 6. 4)
(2) 前項による事業の内容、実行方法等の必要な事項は、大統領令で定める。

第 2 節 じん肺慰労金の支給

(じん肺慰労金の種類及び支給理由)

第 24 条

- (1) この法律によるじん肺慰労金の種類は、次のとおりとする。 (改正 2010. 5. 20)
1. 作業転換手当
 2. じん肺災害慰労金
 3. 削除 (2010. 5. 20)
- (2) 前項第 1 号による作業転換手当は、勤労者が第 21 条第 2 項により作業転換される場合に支給する。
- (3) 第 1 項第 2 号によるじん肺災害慰労金は、「産業災害補償保険法」第 91 条の 8 のじん肺判定によるじん肺障害等級 (以下「じん肺障害等級」という。) が決定された勤労者に支給する。

ただし、じん肺障害等級が決定されていない勤労者が、じん肺で死亡した場合は、同法第 91 条の 4 第 3 項によりじん肺遺族年金を算定するときに決定されるじん肺障害等級を基準として、その遺族に支給する。(改正 2010. 5. 20)

(4) 前項ただし書きによりじん肺災害慰労金を受けることができる遺族の範囲は、「産業災害補償保険法」第 5 条第 3 号及び第 65 条を準用する。(改正 2010. 5. 20)

(5) 削除 (2010. 5. 20)

(関係機関等に対する協力要請)

第 24 条の 2

(1) 雇用労働部長官は、前条によるじん肺慰労金支給のために次の各号のいずれか一つに該当する資料の提供又は関係コンピュータ・ネットワークの利用(以下「資料提供等」という。)を当該各号の者にそれぞれ要請することができる。この場合において、資料提供等を要請された者は、正当な理由がなければ、その要請に従わなければならない。〈改正 2017. 7. 26.〉

1. 「国民健康保険法」第 13 条による国民健康保険公団の理事長に対するじん肺慰労金支給申請人(遺族が申し込んだ場合にあつては、死亡した勤労者)の国民健康保険加入・納入資料
2. 「国民年金法」第 24 条による国民年金公団の理事長に対するじん肺慰労金支給申請人(遺族が申し込んだ場合にあつては、死亡した勤労者)の国民年金加入・納入資料
3. 雇用労働部長官に対するじん肺慰労金支給申請人(遺族が申し込んだ場合にあつては、死亡した勤労者)の雇用保険加入・納入資料
4. 行政安全部長官、地方自治体の長に対するじん肺慰労金支給申請人の住民登録謄本・抄本
5. 法院行政処長、地方自治体の長に対するじん肺慰労金支給申請人の家族関係登録資料(家族関係証明書、婚姻関係証明書、基本証明書、養子縁組関係証明書、親両者(実)養子縁組(?)関係証明書)

(2) 前項による資料提供等については、手数料及び使用料等は免除する。

[本条新設 2016. 1. 27]

(個人情報の保護)

第 24 条の 3

(1) 雇用労働部長官は、前条第 1 項による資料提供等を要請する場合は、業務に必要な最小限の情報のみを要請しなければならない。

(2) 雇用労働部長官は、前条第 1 項による資料提供等を要請する場合は、担当者セキュリティー教育等事業主、勤労者又はその遺族等の個人情報に対する保護対策を用意しなければならない。

(3) 雇用労働部長官は、前条第 1 項による資料提供等を要請する場合は、事前に情報主体の同意

を受けなければならない。

- (4) 雇用労働部長官は、前条により提供された資料を利用する場合は、じん肺慰労金支給等その目的を達成したときには、直ちに当該資料を破棄しなければならない。
- (5) 前条第 1 項各号の個人情報、雇用労働部長官又は雇用労働部長官から権限を委任された機関においてじん肺慰労金支給業務を担当する者のうち当該機関の長から個人情報取扱いの承認を受けた者のみを取り扱うことができる。
- (6) この法律による業務に従事し、又は従事した者は何人も、業務遂行に関連して知り得た事業主、勤労者若しくはその遺族等の情報を漏らし、又は他の用途に使ってはならない。
- (7) 第 2 項によるセキュリティー教育等個人情報保護対策の準備、第 3 項による情報主体に対する事前同意の方法、第 4 項による目的を達成した情報の破棄する時期及び方法、第 5 項による個人情報取扱い承認の手続き等に必要な細部の事項は、雇用労働部長官が定める。

[本条新設 2016. 1. 27]

(慰労金の支給基準)

第 25 条

- (1) 前条第 1 項第 1 号による作業転換手当は、「勤労基準法」による当該勤労者の平均賃金の 70 日分の範囲内において雇用労働部令で定める金額とする。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 前条第 1 項第 2 号によるじん肺災害慰労金は、「産業災害補償保険法」第 5 条第 2 号及び第 36 条第 6 項による平均賃金に別表 2 によるじん肺障害等級別支給日数を乗じて得られる金額とする。 (改正 2010. 5. 20)
- (3) 削除 (2010. 5. 20)

(損害賠償請求権等との関係)

- 第 26 条 第 24 条第 1 項第 2 号によるじん肺災害慰労金は、勤労者又はその遺族が「民法」等その他の法令による損害賠償請求に替えてじん肺災害慰労金の支給を請求する場合にのみ支給する。ただし、次の各号の場合は、支給を請求できない。 (改正 2010. 5. 20)
- 1. 「産業災害補償保険法」第 78 条による障害特別給与又は第 79 条による遺族特別給与を受けた場合
 - 2. 事業主との合意により、じん肺による障害、退職又は死亡に対する補償金を受けた場合。ただし、加重障害が発生した場合は、この限りでない。

第 5 章 補則

(譲渡等の禁止)

- 第 27 条 第 24 条による慰労金を受ける権利は、譲渡し、又は担保若しくは差し押さえの対象にす

ることはできない。

(時効)

第 28 条 第 24 条による慰労金を受ける権利は、3 年間行使しなければ消滅時効が完成される。

(申告)

第 29 条 事業主がこの法律又はこの法律による命令に違反した事実があるときは、勤労者は、その事実を雇用労働部長官に申告することができる。この場合において、事業主は、申告を理由としてその勤労者に対し解雇その他の不利益な処遇をしてはならない。 (改正 2010. 6. 4)

(記録の保存)

第 30 条 事業主は、第 10 条から第 12 条までの規定による健康診断結果の記録及び胸部エックス線写真並びに第 21 条第 2 項による雇用労働部長官の作業転換措置指示及び処理結果に関する書類を 7 年間保存しなければならない。ただし、胸部エックス線写真については、医療関係法令により健康診断機関が保存している間は事業主が保存しているとみなす。 (改正 2010. 6. 4)

(報告・出席等の義務)

第 31 条 事業主及び勤労者は、この法律の施行に関して、雇用労働部長官が要求したときは、直ちに必要な事項を報告し、又は出席し、応答しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)

(秘密厳守の義務)

第 31 条の 2 第 6 条によるじん肺審査医師は、業務上知り得た秘密を漏洩してはならない。

[本条新設 2008. 3. 21]

(聴聞)

第 31 条の 3 雇用労働部長官は、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、聴聞を実施しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)

1. 第 7 条の 2 により測定代行者の指定を取り消す場合
2. 第 15 条第 4 項により健康診断機関の指定を取り消す場合

[本条新設 2008. 3. 21]

(権限の委任及び委託)

第 32 条 雇用労働部長官は、大統領令で定めるところにより、この法律に規定された権限の一部を所属機関の長に委任し、又は「産業災害補償保険法」による勤労福祉公団及び「韓国産業安全保健公団法」による韓国産業安全保健公団に委託することができる。 (改正 2008. 3. 21、2010. 6. 4)

(罰則適用時の公務員擬態)

第 32 条の 2 第 6 条によるじん肺審査医師及び前条による公団の役職員は、「刑法」第 127 条及び第 129 条から第 132 条までの規定による罰則を適用するときは、公務員とみなす。

[本条新設 2008. 3. 21]

第 6 章 罰則

(罰則)

第 32 条の 3 第 24 条の 3 第 6 項に違反した者は、10 年以下の懲役又は 1 億ウォン以下の罰金に処する。

[本条新設 2016. 1. 27]

(罰則)

第 33 条 次の各号のいずれか一つに該当する者は、1 千万ウォン以下の罰金に処する。

(改正 2010. 6. 4)

1. 第 10 条から第 12 条までの規定に違反して、健康診断を実施しない者
2. 第 21 条第 1 項に違反してじん肺勤労者を粉じん作業に従事させるために採用し、又は同条第 2 項による雇用労働部長官の作業転換措置指示に違反した者
3. 第 22 条に違反して、勤労者の請求にもかかわらず退職金を支給しない者又は退職金の支給を理由としてその勤労者を解雇し、若しくは継続勤労年数の算定に関し不利益な処遇をした者
4. 第 29 条による申告を理由として、勤労者に解雇又はその他の不利益な処遇をした者

(罰則)

第 34 条 次の各号のいずれか一つに該当する者は、500 万ウォン以下の罰金に処する。

(改正 2008. 3. 21、2009. 2. 6、2010. 6. 4)

1. 第 7 条第 6 項による作業環境改善指示に違反した者
2. 第 16 条第 1 項及び第 3 項に違反して、健康診断の実施結果を偽りで作成し、又は雇用労働部長官若しくは事業主に提出若しくは送付しない者
3. 第 21 条第 3 項に違反して、勤務時間短縮・作業場所変更等の措置をしない者

(両罰規定)

第 35 条 法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は個人の業務に関し、第 33 条又は第 34 条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、そ

の法人又は個人にも当該条文の罰金刑を科する。ただし、法人又は個人が、その違反行為を防止するために、当該業務に関し相当な注意及び監督を怠らなかった場合は、この限りでない。

[条文改正 2009. 2. 6]

(過怠金)

第 36 条

(1) 第 7 条第 1 項による測定代行者の作業環境測定を拒否・妨害又は忌避した者には、1 千 500 万ウォン以下の過怠金を賦課する。 (新設 2009. 2. 6)

(2) 次の各号のいずれか一つに該当する者には、500 万ウォン以下の過怠金を賦課する。

(改正 2008. 3. 21、2009. 2. 6)

1. 第 7 条第 7 項による作業環境改善に関する書類を偽りで作成し、又は 3 年間保存しなかった者
2. 第 16 条第 2 項に違反して、健康診断実施集計表を提出しない者
3. 第 30 条に違反して、個人別健康診断結果表、胸部エックス線写真及び作業転換に関する書類を 7 年間保存しなかった者

(3) 第 31 条による報告・出席又は応答を拒否し、若しくは妨害・忌避し、又は虚偽の報告をした者には、300 万ウォン以下の過怠金を賦課する。 (改正 2009. 2. 6)

(過怠金の賦課・徴収)

第 37 条 第 36 条による過怠金は、大統領令で定めるところにより、雇用労働部長官が賦課・徴収する。 (改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2009. 2. 6]

付則 (法律第 8374 号、2007. 4. 11)

(施行日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(既に退職した勤労者に対する健康診断に関する経過措置)

第 2 条 1985 年 3 月 31 日以前に退職した勤労者であって、じん肺を理由として「産業災害補償保険法」による障害給与を受け、又は受ける権利がある者に対しては、第 13 条の改正規定による離職者健康診断を実施する。

(「勤労基準法」適用勤労者に対する経過措置)

第 3 条 1989 年 4 月 1 日以前に退職した勤労者であつて、じん肺を理由として「勤労基準法」により障害補償又は遺族補償を受け、又は受ける権利がある勤労者についても、この法律を適用する。ただし、この法律第 25 条の改正規定による慰労金の支給基準による障害補償一時金又は遺族補償一時金は、「勤労基準法」を準用することとし、その勤労者の平均賃金は、1989 年 4 月 1 日に退職したものとみなして、労働部令で定める。

(処分等に関する一般的経過措置)

第 4 条 この法律の施行の際に〔行われていた〕従前の規定による行政機関の行為及び行政機関に対する行為は、それに該当するこの法律による行政機関の行為や行政機関に対する行為とみなす。

(罰則及び過怠金に関する経過措置)

第 5 条 この法律の施行前の行為に対して罰則及び過怠金の規定を適用するときは、従前の例による。

(他の法令との関係)

第 6 条 この法律の施行の際に、他の法令で従前の「じん肺の予防及びじん肺勤労者の保護等に関する法律」又はその規定を引用していた場合において、この法律の中にそれに該当する規定があるときは、従前の規定に代えてこの法律又はこの法律の該当規定を引用したものとみなす。

付則（法律第 13911 号、2016. 1. 27）

(施行日)

第 1 条 この法律は、公布後 6 カ月が経過した日から施行する。

(罰則及び過怠金に関する経過措置)

第 2 条 この法律の施行前の違反行為に対する罰則及び過怠金を適用するときは、従前の規定による。